

教東	15
----	----

令和6年度西予市会計年度任用職員（非常勤）募集要項

1. 採用職種と主な業務

任用種別	パートタイム	職種	調理員
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・せいよ東学校給食センターでの学校給食調理 ・給食調理の下処理、配缶、調理器具の手入れ ・調理後の片付け、洗浄業務、清掃等 		
募集人数	1 名		

2. 採用後の配属先及び勤務地

勤務所属	教育部東学校給食センター	勤務場所	せいよ東学校給食センター
住所地	〒797-1212 西予市野村町野村2号186番地1		

3. 勤務条件

任用期間	令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日（予定）		
試用期間	採用後、1ヶ月間（勤務が15日に満たない場合は15日に達するまで）		
再度の任用	勤務成績が良好な場合、再度の任用又は任期の更新を行う場合がある。 再度の任用及び更新の上限がある（令和8年3月31日まで）。		
就業時刻	8:00 ～ 15:45（休憩：12:00 ～ 12:45） 実働 7 時間 × 週 5 日		
時間外	有（年間 40 時間程度）	早出遅出	早出勤務： 有 遅出勤務： 無
休日	定期的な休日	毎週（月： - 火： - 水： - 木： - 金： - 土： ○ 日： ○）曜日 上の曜日以外で毎週不定休 0 日	
	祝日・年末年始	祝日： ○ 年末年始： ○	
	その他の休日	西予市公立学校管理規則第4条に規定する休業日。但し、所属長が業務のため必要と判断した場合は勤務日とすることができる。	
休暇	年次有給休暇 7 日（上記の任用予定期間で任用された場合）		
基本給	1日あたり 6,899 円 ～ 8,512 円 ※勤務時間数、勤務日数に応じて翌月21日に支給		
通勤費	西予市の条例及び規則等に基づき、翌月21日に支給		
諸手当等	西予市の条例及び規則等に基づき、翌月21日に支給 ※時間外勤務に係る手当等を支給		
賞与	基準日（6月1日及び12月1日）において一定の要件を満たした場合、支給（年2回） ※支給割合は1回あたり 2.21月（条例の改正により改定される場合あり） ※期間率は常勤職員に準じる。		
加入保険等	雇用保険： 有 健康保険： 有 厚生年金保険： 有 公務上の災害補償： 有 ※各種保険の加入要件に従う。		
身分・服務	地方公務員法を適用（一般職の非常勤職員） ※法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等が適用		

4. 応募要件

必要な資格免許等	無
その他	次に該当しない者（地方公務員法第16条） ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・西予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 応募方法

提出書類	・令和6年度西予市会計年度任用職員申込書 ・履歴書（顔写真付きのもの）
提出先	教育部東学校給食センターにご提出ください。 ※郵送もしくは直接持参してください。
提出期限	令和6年5月31日 ※ただし、随時選考を開始するため、上記期限前に締め切ることがあります。

6. 試験の方法等

方法	面接試験等
試験日	別途ご案内します。
会場	別途ご案内します。

7. 問合せ先

担当者	教育部東学校給食センター 西岡 秀記
電話番号	0894-89-3300

教東	15
----	----

令和6年度西予市会計年度任用職員申込書

1. 申込区分

職種	調理員
配属先	教育部東学校給食センター
任用期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日 (予定)
勤務時間	8:00 ～ 15:45 (休憩: 12:00 ～ 12:45) 実働 7 時間 × 週 5 日

以下の太枠内を記入してください。

2. 申込者

ふりがな		生年月日	昭和・平成	年	月	日
氏名			(令和6年4月1日現在 満 歳)			
住所	〒					
電話番号	-					
他の職の申込状況 (西予市以外は除く)	<input type="checkbox"/> 当該会計年度任用職員のみ希望 <input type="checkbox"/> 他の会計年度任用職員と併願 (職名:)					

3. 誓約書

私は次のいずれにも該当しておりません。
また、この申込書に記載した事項は事実と相違ありません。

(1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 (2) 西予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者
 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名 (自署)
